

○安曇野市入札心得

平成27年12月16日告示第375号

改正

令和元年10月16日告示第198号

令和5年12月28日告示第587号

安曇野市入札心得

(趣旨)

第1条 この規程は、競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）における公正を確保するため、安曇野市財務規則（平成17年安曇野市規則第39号）に定めるものほか、これらに参加する者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

(心得)

第2条 競争入札に参加しようとする者及び随意契約による見積相手方（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得、現場等を熟観し、承諾した上で入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。

(入札参加者の資格)

第3条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は入札に参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項及び第2項各号の規定に該当する者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格審査の再認定を受けた者を除く。）

(3) 安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱（平成17年安曇野市訓令第43号）第3条の規定に該当する者

(4) 安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成27年安曇野市告示第110号）に基づく入札参加停止措置を受けている者

(5) 市税を滞納している者

2 制限付き一般競争入札（一般競争入札において入札参加資格要件に一定の制限を設け、入札の開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。）又は簡易型一般競争入札（一般競争入札において、市の発行する入札参加資格級別格付決定通知書により入札参加資格の確認を行い、落札を決定する方式の入札をいう。）に参加しようとする者は、前項の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該制限付き一般競争入札又は簡易型一般競争入札に参加できない。

(1) 同一案件における入札参加者が、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 会社の役員が、同一案件における入札参加者の役員又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 入札参加者は、入札等の公告又は指名を受けた日から当該入札等が執行される日（以下「入札日」という。）までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当

該入札に参加できない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄、競売入札妨害等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条及び第7条の2の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(入札保証金の納付)

第4条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を総務部長に提出して確認を得たとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、当該落札者は、前項ただし書の規定により納めないととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、別に定める入札書等に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

- 2 入札は、事業の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書等に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。
- 3 入札書等は、書留郵便で差し出すこと（以下「郵便による入札」という。）ができる。この場合において、封筒の表面に当該入札案件名を明記しなければならない。
- 4 郵便による入札は、当該入札の入札回数の条件にかかわらず、入札できる回数は1回とする。
- 5 第3項の入札書等が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、入札執行前に委任状を市長に提出して確認を受けなければならない。
- 7 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(工事（業務）費内訳書の提出)

第6条 入札参加者は、予定価格の事前公表を行う工事等においては、入札に際し、当該工事等に係る工事（業務）費内訳書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事の入札等においては、入札に際し、当該建設工事に係る工事費内訳書を提出しなければならない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、独占禁止法に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第8条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書等を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入れに参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書等

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書等

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書等

(4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書等

(5) 記名及び押印のない入札書等

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書等

(開札)

第11条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第12条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者又はその者の入札価格が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに

代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書等に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格の事前公表を行う工事等の入札については、再度の入札は行わない。

（落札決定の取消し）

第14条 落札決定の後、当該入札の入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続に不備があり、当該入札の落札者と契約を締結することが公正な競争の確保に影響を与えると認められるときは、当該落札決定を取り消すことができる。

- 2 前項の場合において、当該入札を改めて執行する場合には、当該入札における入札参加資格者要件を変更してはならない。ただし、一般競争入札においては、安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱第6条に基づく等級別発注標準の運用において、当該入札の入札参加資格者を定めることとする。

（入札保証金の処理）

第15条 入札保証金は、落札者が決定したときは、直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

（契約保証金の納付）

第16条 発注者が落札者に金銭的保証を求める場合は、落札者は、契約の締結と同時に次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項第3号から第5号までの場合において、当該保証又は保険の契約後、直ちにその保証証書、保証証券又は保険証券を市長に寄託しなければならない。
- 3 第1項第3号に規定する保証事業会社の保証の場合は、前項の保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証証書を市長に寄託したものとみなす。
- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。
- (1) 契約額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方（以下「契約者」という。）が契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

- (2) 契約額が100万円以上500万円未満の工事で、契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。
- 5 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 6 第1項の規定により、落札者が同項第2号及び第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

第17条 発注者が落札者に役務的保証を求める場合は、落札者は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合特約を付したものに限る。）を附さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、市長は保証金額の増額を請求することができ、契約者は保証金額の減額を請求することができる。

（契約の締結）

第18条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は2,000万円以上の物品購入については、仮契約とする。

- 2 前項ただし書の工事又は物品購入については、安曇野市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を市長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。
- 4 契約に要する経費は契約者の負担とする。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年10月16日告示第198号）

この告示は、令和元年10月18日から施行する。

附 則（令和5年12月28日告示第587号）

この告示は、令和6年1月4日から施行する。

様式（省略）